

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 3 1 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 30 年 8 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

平戸市消防本部及び平戸市消防署

第 2 監査の期間

平成 30 年 6 月 18 日（月）、19 日（火）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 財産管理について

消防格納庫用地の中で、貸借契約を締結していない用地については、早期に調査の上契約手続きを行うとともに、財産管理台帳の整備に努められたい。

2. 契約事務の取扱について

長期継続契約を締結している事案について、「長期継続契約に係る特約」に関する規定を定めていない契約が見られたので、適正な書類作成に努められたい。

また、契約書において、契約金額によっては不用な条項（前金払に関するもの。）であったにも関わらず、削除されていない契約書が見られたので、契約金額に即した適正な書類作成に努められたい。

【意見】

1. 補助金事務について

消防団の会計処理について、消防団運営補助金交付要綱に定める対象経費の捉え方や支払い方法等、統一した運用がなされていないので、同補助金交付要綱との整合性を図られたい。

第6 むすび

管内の救急・救助活動については、ここ数年間の出場件数及び搬送人員は、年間1,600件前後、1,500人前後で推移している。1日平均4.4件出動し4.1人を搬送したことになる。救急・救命出動は、高齢者の増加に伴い要請も高まるものと予想され

るので、今後とも救急・救助技術の向上と救急車の効率的な運用を望むものです。

各出張所は、消防体制の中で地区消防・防災の重要拠点となっているが、特に、田平出張所（昭和49年築）及び生月出張所（昭和50年築）は老朽化に伴い防災拠点施設としての機能が低下していると思われる。各出張所の活動圏域を考慮しつつも施設の整備について検討されたい。

消防団活動については、限られた員数と財源の中、機能別団員の確保や日々の訓練を重ねることで地域防災活動の一翼を担っている。多発する自然災害と向き合うとき、安全な市民生活を守る実行組織として、地域防災組織とともに地域社会での役割は大きく、今後とも組織の充実化を図られるよう要望いたします。

<参考>指摘事項等の定義

| 区分 | 指摘事項 | 指導事項 | 意見 |
|---------|-------------------------------|---|--|
| 根拠 | 地方自治法第199条第9項 | | 地方自治法第199条第10項 |
| 定義 | 法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること | 法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること | 監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと |
| 措置済みの水準 | 是正された状態になったこと | 是正された状態になったこと | — |

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。